

## 第2回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日時 平成23年1月24日(月)午後6時30分から8時30分まで
- 場所 高津区役所5階 第1会議室
- 参加者 名和田委員長、谷本副委員長、池田委員、大下委員、高木委員、守田委員  
(以上、川崎市自治推進委員会委員)
- 阿部市長  
平岡総合企画局長  
加藤部長、荻原担当課長、町田担当係長、菊池職員、美川職員  
(以上、総合企画局自治政策部)
- 永山担当課長、山本担当係長、成沢担当係長  
(以上、総合企画局自治政策部区行政改革推進担当)
- 白鳥総務局行財政改革室担当課長
- 傍聴人 5人
- 次第
- 1 開会  
委嘱状の交付  
高木委員挨拶
  - 2 第1回自治推進委員会の審議事項の確認
  - 3 議題  
(1) めざすべき区役所像の実現に向けた取組について  
(2) 「新たな行財政改革プラン」について
  - 4 その他
  - 5 閉会

司会：名和田委員長

### 1 開会（自治政策部担当課長）

《会議公開及び写真撮影の確認と委員の了承》

#### □委嘱状の交付

《市長から高木委員に委嘱状を交付》

自治政策部長 引き続き、高木委員から自己紹介と御挨拶をお願いいたします。

#### □高木委員あいさつ

高木委員 宮前区初山から来ました高木です。よろしくお願いいたします。宮前区では、区民会議の1期・2期の委員を務めさせていただきました。その中から課題解決の1つとして、地域コミュニティを広めようということで「宮前区カルタ」というのを考えており、区民会議の部会の長をやっていた関係で宮前区カルタの製作委員会の委員長を務めさせていただいております。

区役所と協働事業を行っていきまして、宮前区カルタは、平成23年度に地域カルタが出来上がって、平成24年度には区政30周年になりますが、この時に宮前区全体としての一つのカルタを作っていく作業を区役所の企画課と一緒にしています。

個人的には、緑のボランティア「飛森谷戸の自然を守る会」の事務局をやっています。この会は、15年やっていますが、生田緑地の南側、川崎国際生田緑地ゴルフ場のすぐ脇の雑木林

をみんなで手入れしながら森づくりをして、地域コミュニティを広げていく活動をしています。  
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

**自治政策部長** ありがとうございます。ここからの進行は、名和田委員長にお願いいたします。

**名和田委員長** ただいまから、第2回自治推進委員会を開催いたします。はじめに本日は、調査審議のため、関係職員に出席していただいておりますので、事務局から紹介していただきたいと思っております。

## □関係職員の紹介

白鳥総務局行財政改革室担当課長

永山担当課長、山本担当係長、成沢担当係長（以上、総合企画局自治政策部区行政改革推進担当）

**名和田委員長** 次に事務局から事務連絡をお願いいたします。

《事務局（自治政策部担当課長）から配布資料の確認》

**名和田委員長** 配布された「区政概要」冊子は、政令指定都市では必ず作ってなかなか面白いと思います。ただ、最近予算がないのか政令都市によっては毎年作っていない都市もあります。それから本日は傍聴の方もいらっしゃいます。傍聴は歓迎でございますので、傍聴のルールを守って参加していただければと思います。続きまして、次第2の確認事項等に移ります。第1回委員会の審議事項の確認を事務局からお願いいたします。

## 2 確認事項等

《事務局（自治政策部担当課長）から、前回委員会の主な審議事項を説明し、以下のことが確認されました》

- ・委員長・副委員長の選出（名和田委員長、谷本副委員長を選出）
- ・第3期委員会の調査審議事項（メインテーマ「参加・協働の拠点としての区役所」）の確認
- ・調査審議スケジュールの確認（平成23年度末までに計7回の委員会を開催予定）
- ・自治推進委員会ニュースレター、第1回委員会議事録の発行
- ・第1回委員会での主な意見は次のとおり
  - 区役所で勤務している人が担当の部署以外のことにも関心を持つような仕組みについて検討したい
  - 「参加・協働の拠点」と同時にコミュニティづくりの拠点として、区役所はどう機能していくのか、行政と市民にとってより活気があり生き甲斐があるコミュニティを作っていく手法として参加・協働があるという認識を持って議論をしたい
- ・前回委員会での「協働型事業」の質問について
  - 第2回委員会の事前勉強会において、川崎市の協働について説明させていただいた。なお、第3回の委員会には、「協働型事業のルール」担当の市民協働推進課の課長が出席を予定している。

**名和田委員長** 第1回委員会の審議事項の確認について何かご質問はありますか。特に質問がなければ、次に本日の議題に移らせていただきます。

### 3 議題

名和田委員長 本日は、これまでの区役所機能の強化の取組について、全般的な話を関係職員の方から説明していただくことになっています。議題は2つございまして、「めざすべき区役所像の実現に向けた取組」についてという項目と「新たな行財政改革プラン」についてということですが続けてご説明いただきまして、その後でまとめて質疑等の議論を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

#### (1) めざすべき区役所像の実現に向けた取組について

《総合企画局自治政策部区行政改革推進担当課長から「資料 2 区行政改革の取組関係資料」を説明（A3版・5ページの資料2-1を中心に2-6まで説明）》

主な説明内容は次のとおり

- ・平成16年に川崎市基本構想が策定され、その基本政策の1つに「参加と協働による市民自治のまちづくり」を掲げ、便利で快適な区役所サービスを効率的・効果的かつ総合的な提供を目指すとともに区役所を地域の課題を発見し、解決する市民協働拠点として整備することが位置付けられた。
- ・平成17年に施行された自治基本条例では、その基本理念で市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを掲げており、この基本理念を具現化するために市民の身近な区役所に参加、協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置づけ、そのために必要な組織機能等の整備や区民会議の設置運営を進めるとされた。
- ・こうした基本構想や自治基本条例の考え方を踏まえ「川崎再生フロンティアプラン」の実行計画および「新行財政改革プラン」に基づき、区行政改革に関わる施策、及び事業を計画的に推進するために「区行政改革の実行計画書」を取りまとめ、取組を進めている。
- ・取組の方向性は、地方分権改革あるいは高齢化社会が進む中で、より豊かな市民生活を継続的に支えるための自己決定・自己責任の原則を基本とした地域社会の確かな枠組みを構築することが求められていることを背景とし、これまで窓口サービス機能中心だった区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し、解決する市民協働拠点にすることを基本的な考え方としている。
- ・この考え方に基づき、「めざすべき4つの区役所像」を明らかにし、その実現に向けた具体的な取組を進めている。
- ・4つの区役所像の柱の1つ目は、地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所であり、具体例として、①区役所を地域のまちづくり拠点として整備、②区役所を総合的な子ども支援拠点として整備があげられる。
- ・柱の2つ目は、地域活動や非営利活動を支援する市民協働拠点としての区役所であり、①区における市民活動支援の推進、②区における市民活動支援拠点の有効活用があげられる。
- ・柱の3つ目は、市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所であり、①利便性の高い快適な窓口サービスの提供、②区役所等庁舎の計画的・効率的な整備、③区役所と支所、出張所等の機能再編の取組があげられる。
- ・柱の4つ目は、地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所であり、①区民会議の運営、②区における総合行政の推進があげられる。
- ・4つの区役所像をめざして、これら個別の取組を進めており、分権型の地域社会にふさわしい区役所の実現に向け、平成23年度、24年度は、今後の区役所のあり方について検討していく。

名和田委員長 では、引き続き資料3に基づきまして「新たな行財政改革プラン」の中に区役所改革についての記述がありますので、それを頭に入りたいと思います。

## (2)「新たな行財政改革プラン」について

《総務局行財政改革室担当課長から「資料3 新たな行財政改革プラン」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・本市では「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」と新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の着実な推進とともに「行財政改革の推進」を市政運営の三本柱としている。
- ・行財政改革プランは、平成14年度をはじめとして3年ごとに策定をしており、平成22年度が現行の第3次改革プランの最終年度であることから、平成23年4月からの3年間を取組期間とする第4次改革プランの策定を進めている。
- ・平成22年4月には、このプランについて策定の考え方を公表し、10月に「新たな行財政改革プラン」の素案を策定、公表するとともに、パブリックコメント手続を実施し、各区でタウンミーティングを開催した。
- ・「新たな行財政改革プラン」は、5章だてになっており、本日は自治推進委員会に関わりが深い部分として、第1章「想定を超える環境変化と再び直面する厳しい状況」と第2章「新たな行財政改革プラン策定のねらい」と第4章の「改革の実現に向けた6つの取組」の中の取組Ⅲ「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」を説明する。
- ・平成14年に「財政危機」宣言をして、主にそれまでの右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換を目指した「川崎再生」を進めてきた。平成21年度までには減債基金の一時的な借入れをしなくても収支を均衡させる目標を立て、この目標を達成してきた。
- ・更に改革のねらいを上回った効果については、子ども関連を中心に市民サービスに還元してきた。
- ・このように、川崎再生の取組については、目標を達成しつつあったものの世界的な経済危機の影響を受け、国全体が極めて厳しい状況に置かれた。
- ・国の予算は、2年連続で税収を上回る借入金を計上しなければ維持できない状況で、それに伴い借入金残高もGDPの2倍近いぐらいに膨れ上がっている。
- ・市税の推移のグラフでは、2010年度は過去最大の下落となっており、また、日本全体が人口減少期に入っているが、5ページに掲載されている川崎市の将来推計人口のグラフでは2030年までは増加が続くものの、その間も75歳以上の人口が倍増する見込になっている。
- ・6ページでは、平成21年に民主党政権が誕生して様々な制度変更が行われており、それに対応していくことが求められていることを説明している。
- ・7ページの第2章「新たな行財政改革プラン策定のねらい」では、現在の極めて厳しい状況を乗り越えるとともに将来に向けた公共サービス提供システム改革の方向性を明らかにすることが大変重要であると説明している。
- ・9ページの2.「将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムの構築に向けて」の(1)は自治基本条例に関係するものであり、市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会をめざすということで、高齢化が進展した人口減少社会で様々な世代の人が生きがいを持って、生き生きと暮らしていくためには、経験や知識や能力を地域で発揮し、活躍していく場が必要となることを説明している。
- ・地域の課題を市民が自ら解決していくことを基本とし、市民から信託を受けた部分を自治体が担うという自治基本条例の市民自治の基本理念に基づき、この取組を進めることは様々な課題

を解決する方策になり、市民、事業者等の力が発揮できる取組を進めていくことは、この「新たな行財政改革プラン」の大きなポイントである。

- ・現在は行政が市民の皆さんから税金をお預かりして、公共サービスを提供しているが、将来的には市民同士が公共サービスを直接やりとりする仕組みが機能する領域を増やしていき、それによって、行政（市役所）という中間コストのかからない公共サービスの展開を進めるということである。
- ・第4章「改革の実現に向けた6つの取組」のうちの43ページの取組Ⅲ「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」は、取組を着実に継続的に積み上げていかなければ実現しないものである。
- ・45ページにある「具体的な実践の取組」として1. 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組 2. 地域人材の発掘や育成に向けた取組 3. 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組 4. 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組を着実に進めることにより、市民の皆さんが力を発揮しながら生き生きと暮らせ、かつしっかりまわっていくような地域社会を作っていきたいと考えている。

**名和田委員長** ありがとうございます。今2つのことをご報告いただきました。これから存分に議論していただきたいと思いますが、今の説明を整理いたしますと、今期の自治推進委員会の使命ですが、最初に事務局から説明がありましたように「参加・協働の拠点としての区役所」をメインテーマに調査審議するということでありまして、区役所に関する改革というものが川崎市政全体の中でどういう位置づけになっているかということが資料3に基づいて説明されたと思います。このような全体状況の中で今区役所のあり方が大いに問われていて、改革が進められようとしている。そのような観点から、私たちの委員会で調査審議をしなければならないと思います。

その観点で、今関係職員から資料2-1に基づきまして、4つの取組が説明されたわけです。ご説明の中でたびたび出てまいりましたように、この中のかなりのものが第3回委員会以降で具体的に議論する予定になっておりまして、今日は総論的な位置づけの議論になります。もちろん総論といっても細かい具体的なことを題材としなければ議論できないということもありましょうから、まったく具体的なことに触れるなというわけではありません。けれども第3回以降の各論的な議論のための全体像の理解というところにねらいを置いて議論をしていただけると幸いです。また、第3回以降の各論的な議論の中では、議論の対象にならない項目も若干含まれております。主として柱の3（資料2-1の4ページ）「市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所」について、今後の委員会では議論する時間があまりないところです。それから柱の4（資料2-1の5ページ）「地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所」の（1）「区民会議」は重要な議論の対象であり、第6回委員会で議論する予定でございますが、（2）の総合行政の推進は、もちろんいろいろと関連してくると思いますが、やはり今回以降はそれ自体としての議論の時間はほとんどありません。委員会の第3回以降で審議テーマとして扱わない柱の3と4の該当箇所に関しては、本日具体的な部分も議論していただければと思います。これらを念頭に置きながら存分に議論していただきたいと思っておりますし、市長も遠慮なさらずに議論にご参加いただければ幸いです。

いろいろな話題があるかと思いますが、まずは委員の方からご自由に議論を戦わせていただきたいと思っております。できれば途中のところで委員長として議論が実り豊かになるような整理をしたいと思っております。そのようにできるかどうかの不安もありますが、進めていきたいと思っております。まずは自由にご意見でも質問でも構いませんのでお願いしたいと思います。

**守田委員** 3の柱の「市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所」のところで(3)現在の窓口体制というところですが、麻生区に柿生連絡所というのがございますが、何年か前に区行政改革の説明が区役所でございまして、柿生連絡所は窓口の業務がなくなりますという説明がありました。その時にご高齢の方が、今まで馴染んでいたところがなくなることへの不安感を表明なさったのです。先ほど行財政改革プランの説明で、想定を超える環境変化の変化という話がありましたが、私たちもこれまでのように細かいところまで人を配置して、区民に対応するということははっきり言ってなかなか難しくなるだろうということは重々承知しております。それで、組織、機能の再編ということもある意味では、絶対にやらなくてはならないことであり、それは大変大きな利点を伴うものではあります、やはりどこかで弱い立場にいらっしゃる方に負担感や不安感を与えてしまう恐れがあるのではないかとということが同じ区民として心配になります。

こういう行財政改革を区民に示していただく際に、たとえば「(証明書を発行できる)端末」がありますよという説明があったのですが、私たちの年齢になると機械というものに恐れをなしてしまい、それを使いにくいという気持ちが出てしまうというご意見もあります。そのあたりを「こういうふうにしますから心配しないでいいですよ」というソフト面の部分をセットで説明していただくと区民としてはありがたいと思います。実行面では、ソフト面の部分を行政の方をお願いするのははっきり言って無理だと思うのです。それはまさしく地域の住民組織とか、活動団体などが何らかのコーディネートの組織を作ってサポートしていくというような体制ができないものかと思っております。

**自治政策部長** 今お話がございました柿生連絡所、もうひとつ市内には宮前連絡所というのがございます。連絡所については、歴史的な経緯で今の場所にありまして、特に柿生連絡所については、ある意味、麻生区の地域の中心だったというようなこともございます。2つの連絡所につきましては、現在証明書発行件数が非常に少なくなっていることがございます。これはなぜかと申しますと、行政サービスコーナーが登戸駅など各区の拠点駅に設置されたということで証明書をお取りになる方がそちらへ行くということが多くなったということと、宮前連絡所は駅から離れているというところがありまして、柿生連絡所も駅から少し遠いところにあるということで、証明書発行の利用が少なくなっているという状況がございます。そういったことから今非常勤の職員が3名で証明書発行を担当しておりますが、その執行体制についても今の利用状況からしますと、やはり一定の効率化が必要だということで見直しをしているということでございます。それからもう1つ、両方とも土地がありますので、その土地の有効活用ということも考えまして機能再編に取り組んでおりまして、宮前連絡所につきましては既に基本的な考え方ということで今後どのように使っていくかということをお示しさせていただいております。今のところは障がい者の通所施設に機能転換し、その中で証明書発行の機能については有人窓口を廃止した形で端末により交付を行っていかうと考えております。

先ほど守田委員からご指摘いただきましたとおり、高齢者の方にとってみますと機械ということで使いづらいというご意見があることは私どもも承知しておりますので、有人窓口は廃止しても何らかの形で、たとえば当初は案内する人を配置するとかヘルプデスクにつながる電話がありますので、そういった電話の使い方を簡単にお分かりになるような形でお示しするなりの方法で、最初の段階ではそういった手助けが必要だと考えております。今後地域の皆さまの意見や考えをうかがいながら宮前連絡所の機能再編の取組を進めることも考えておりまして、柿生連絡所につきましては地域との調整がこれからでございますのでもう少し時間をいただいて基本的な考え方

をお示ししたいと考えております。

**阿部市長** また、証明書のコンビニ交付ということも検討しています。

**自治政策部長** 証明書のコンビニ交付につきまして、昨年度から一部の自治体ではコンビニエンスストアで一部の証明書を発行できるようになっております。この近辺では三鷹市、渋谷区などがその取組を進めており、住基カードを持っていればコンビニエンスストアに行き自分で証明書を取ることができるようになっております。これについては私どもも今後どういう形で取り組んでいくかというのを検討しているところでして、仮に住民票と印鑑証明書をコンビニエンスストアで取れるということになりますと、証明書発行の大部分であるこれらをご近所で取れるようになるということを考えているところでございます。

**守田委員** コンビニ交付をぜひ実現させていただきたいと思っております。高齢の方というのは本当によくコンビニにお買い物にいらっしゃって、若い方よりもむしろ高齢の方のほうが多いところもあるくらいですので、是非実現してほしいと思っております。

**高木委員** 平成23年度からフロア案内を設置されるということですが、これはどういった方が担っていくのか、市民が担うことができないのかということをお聞きしたいと思っております。

**自治政策部区行政改革推進担当課長** フロア案内につきましては、7区の区民課のフロアに1名ずつということで、非常勤の職員を活用する方向で考えています。非常勤といいますのはおおむねOBといわれていますけれどもOBに限らず広く人材を集めて対応していきたいと考えております。

**高木委員** たとえば、案内だけということではなくて障がいを持たれた方に対する身体介護とか、そのあたりにボランティアが参加する可能性もありませんか。

**自治政策部区行政改革推進担当課長** 今考えておりますのは、ライフサイクルの一環でご結婚されたとか死亡されたとか節目の届出の場合にいらっしゃる方々が区役所の中で戸惑うことが多いので、そういう方たちを誘導したり申請書を案内したりというファーストコンタクトの部分からフロア案内を始めて、今後さまざまな取組について研究してまいりたいと思っております。

**名和田委員長** 現在は、フロア案内の担当はいないのですか。総合案内の方は。

**自治政策部長** 区役所の総合案内という形で、こういった内容は何課ですというような総合案内はありますが、今私どもが考えておりますのは、区民課の窓口でフロア案内を配置しようと考えております。なぜかと申しますと、最初にいろいろな届出や保険年金の関係も区民課で扱っている関係で区民課に来る方をご案内しようということで、1つは届出窓口の混雑の緩和とスピードアップということも含めて今考えているところでございます。

先ほど担当課長から話がありましたとおり、まず区役所に来てどうしたらいいかわからないという方に、何を目的にいらっしゃったのかというお話を聞いて、そのために必要な窓口、あるいは必要な書類を案内することで、窓口でのやり取りの時間を少なくしようと考えております。麻生区で先行してやった例があり、市民の方からは評価をいただいているということもあわせて、それを全区に展開したいと考えております。

**大下委員** 窓口サービスの向上と関連しますが、区役所を市民協働の拠点として改革していくという方向性の中で、組織的あるいはシステムが大きく変わっていくのであれば、同時に職員の意識もそれにあつたような新しい時代の職員意識といいますか、サービス意識に変えていく、そのための普段の啓発が大事になってくる。市役所や区役所にめったに行かない人がたまに行き、たまたまその窓口の対応がきちんとしていなかったりすると川崎市はそんな行政なのかと全体の印象を持たれてしまいますので、そこに窓口業務の厳しさがあると思います。この前区役所行ったらこんな対応されて頭にきた、とって川崎市はどうなっているのかという飛躍した論理が起こりやすいので、窓口業務の対応というか職員の意識の在り方は非常に大事だと思います。逆によい

印象を持ってもらうことによって行政と市民とのいい関係ができて、そこで大きな施策もやりやすくなるのです。そういった面で市民への応対を考えるうえで行政として職員の意識啓発をどのように心掛けてやっていらっしゃるのかうかがいたい。

それと私は広報の仕事をずっとやってきた関係から、広報というのはパブリックリレーションズ（PR）の訳語ですが、この訳語は誤訳に近く、正確な意味を伝えていないと学者の間でもそういう言い方をされる人がいます。パブリックリレーションズは、人と人との好ましい関係を作っていくために行う様々な方法や活動のことを言い、具体的にはメディアを使ったお知らせだとか、広聴つまり広く聞くことだとか、そういったいい関係づくりのための一連の手法、活動を意味しています。これを広報、広く報ずると訳したのだから、知らせることがメインになってしまって、パブリックリレーションズの大事な要素、つまり関係づくりという言葉の意味が欠落している。そういう経験をしたことがありますので、区役所の窓口で市民とのよい関係をどのように作っていくことができるか、お互いに信頼関係に基づいたよい関係をつくるのが行政と市民との間の協働やまちの活性化につながっていく、このための一番はじめのところに窓口の仕事があるので非常に大事だと思います。そういう関係づくりのことも踏まえてお聞きできればと思います。

**名和田委員長** 職員の意識改革について何かございますか。

**自治政策部長** それぞれ人材育成計画というのが全市でありまして、各局、各区で人材育成計画を持って育成に取り組んでおります。特に区は市民の方に直接接する部分がたいへん多いのでそういった意味でどういう形で市民の方にサービスを提供していくかという視点で人材育成計画を作っております。今大下委員がおっしゃられたとおり区役所の窓口サービスも私の個人的意見でいえば以前に比べますと非常によくなってきているのではないかと考えております。しかし、そうはいつでもやはりたった一人の職員の悪い対応がその窓口全体のイメージを作ってしまうということもございます。確かに「市長への手紙」の中でも区役所の窓口の態度が悪いと非常に厳しくご意見としていただいております。ただそれは全体ではなくごく一部だと思いますが、私どもとしてはそういった部分をどのようにして無くしていくかということで取組を進めておりまして、現場の職員が現場で学ぶことが一番大事だということで、先輩からの教えという部分が非常に大事なことだと思っております。

それから協働ということで、職員が市民の方と協働していろいろな取組をしていくというのがこれから増えていくと思いますが、その協働の意識をどうやって育てていくかということです。これもなかなか市民の方と一緒に仕事をする場面がないという職場がありますので、それぞれ、まず職場で経験を積ませるという方法があります。効果的と感じている研修としまして、NPOに一定期間職員を派遣するというのがあります。戻ってきた職員のレポートを見ますと非常に参考になったということで、行政の視点ではなく、NPOの市民の方の視点でいろいろな経験ができるというような、役に立ったという意見が必ず出てきておりますので、こういったNPOへの派遣研修というのは今後も力を入れていければと思っております。

**名和田委員長** ありがとうございます。ただいま、今後あまり議論の時間が取れない資料2-1の柱の3についてご議論いただきました。大下委員がおっしゃったことは私も非常に大事だと思います。12月に宮崎市にかなり大規模な調査に行きまして、そこで感じたことですが、協働の活動や市民活動、あるいは区民会議のようなところで活動をしているような方々と一般の市民の方々とは、やはり意識面で落差（差異）があると思うのです。宮崎市でいえば例の地域コミュニティ税というのを実施して2年で廃止されてしまったのですが、活動していらっしゃる方はいいとおっしゃるけれど、実際に全市民で投票してみると廃止派の主張が勝つわけで、やはりこのような落差は



大きいと思いました。

普段活動していらっしゃらない市民の方々は行政と協働するとか、そのようなことを言われたときは、区役所の印象というのは大きいと思います。ああいう人たちとだったら協働してもいいなと思うか、それともあんな人たちとはやりたくないと思うか、そういう意味ではファーストコンタクトという言葉も出ましたが、非常に大きなことではないかと思っています。それから5階層からなる窓口サービス機能（区役所、支所、出張所、行政サービスコーナー、連絡所）とおっしゃいました。5階層という考え方はお話をうかがっている限り当面維持されるように感じましたし、さらにプラスしてコンビニ等での証明書の発行等も検討されていくということであったかと思います。ですから連絡所のある施設を完全に廃止するという方針ではないということを理解いたしました。

守田委員が問題提起されたこと、または大下委員が問題提起されたことを考えますと、柱の2番目の地域活動や市民活動の中で関連させながら区役所の身近なサービス拠点がどのようにあるべきかを考えなければならぬと感じたところでもあります。3の柱はとりあえず、一連の議論ができたということでこのへんで一区切りつけてもよいということであれば、別の話題でご発言をお願いしたいと思います。

**池田委員** 私はごく最近姉を亡くしまして、その手続きで本当に久しぶりに区民課に戸籍謄本、除籍証明というのをいただきに行き、その時に大変丁寧に説明していただきました。姉の除籍謄本をとったのですが、相続には3代前までの謄本が必要なもので3代前までのものを用意しますからしばらくお待ちくださいとおっしゃって30分くらい待ちましたら3代前までの謄本をすっかり用意してくださったのです。これが10年くらい前に行った時には、1枚謄本を取るともう一回申請書を書くということをして3回繰り返さないと3代前まで取れなかったのです。今回は30分くらいの間に3代前までのものがきちんと手元に来ました。なおかつ、これを取るといことはいろいろな手続きが必要でしょうとおっしゃって、保険年金課へ行くこととか、どこの窓口で相談してくださいということをついでに教えてくださいました。そういう時は頭が冷静に回らないものですが、その時すごく丁寧に教えてくださいまして、1時間くらいの間に全ての手続きが済んだということが今月の初めにありました。10年くらい前とはずいぶん変わったなという感激がありました。これは、窓口のよい印象だと思ってお話しさせていただきました。

**名和田委員長** 行政側にとって勇気づけられるお話ですね。やはり質が上がっているということは言えるでしょうね。実は後で発言しようと思っていたことなのですが、今回の委員会ではしか話題にならない4番目の柱の(2)区における総合行政の推進という項目がありますけれどもこれを含めて区役所機能が強化されるにあたって、人事政策というのは非常に大事なことだと思います。全員回るかどうかわかりませんがどんな職員でも必ず区役所を一度は経験させ、区役所の仕事をよく知る、区役所の仕事が大変だということをよく知るという気風を川崎市役所の中で育てていくことは大事だと思います。

たぶん30年くらい前までは、区役所の職員は区役所限りで一生を終える人がほとんどだったと思うのです。ほかの古い政令市は全部そうだったと思います。それだとどうしても区役所が2級官庁みたいなイメージが定着してしまって、結果として職員の質が向上しないといったことになろうかと思っています。その点では川崎市は、こここのところ区役所と局との人事異動が積極的に行われていて、おそらくそういった部分が区役所職員の資質を高めていて、そうあってこそ初めて総合調整とか、総合行政というようなことが可能になる職員も育つし、他方では窓口で他の課のことをよく知っていて、たぶんこういう手続きが必要でしょうなどと言ってくれる職員が育つということがあっていいのではないかと感じています。区役所のあり方として人事政策は大事だと以前から

思っています。少し話題を広げましたけれども、今のことに関連していかがでしょうか。

**守田委員** 私は十数年前でしたが麻生区役所の中に中間支援機能としての「区民活動支援ルーム」というのを立ち上げました。その頃は市民の方から否定的意見とか、必要ないという声が多かったのですが、行政の職員の方と本当にいい協力関係を作って実現することができたのですね。その時の区政推進課長が「市民は公共性を、行政の職員は市民性をお互いに目指して活動していきましょう」とおっしゃってくださって、私たち市民は本当にそのひとことが胸におさまった感じでした。

私たちは公共性というのを常に念頭に活動を進めていかなければいけないということを本当に学びました。それ以来、行政の職員の方への信頼感が持てるのは、本当に勉強していらっしゃるし人間的な豊かさを持っていらっしゃる方が多いからだと思います。むしろ市民側に上から目線でおっしゃる方が少なからずいらっしゃって問題が多いので、市民としての公共性を学んでいかなければいけないなど、リップサービスとかそういうことではなくて経験した中で本当に実感していることです。

**名和田委員長** 今おっしゃったのは、2番目の柱の各区における市民活動拠点の有効活動が十数年前から先駆的に行われた区があったということでしょうか。

**守田委員** そうですね。宮前区の方がそういうをつくるのは早かったのです。宮前区を先進例として私たちは見学に行ったりしまして、支援ルームを5年間運営いたしました。ここに写真入りで出ております「やまゆり」の前身であって、そこに支援ルームで培ったノウハウが引き継がれているということです。

**大下委員** 今のお話に少し関連するのですが、行財政改革プランの中で市民や事業者等の力を発揮できる社会を作っていくという言葉は、今後の方向性として非常にいい言葉だなと感じました。もちろん市民自身も市民としての当事者意識を獲得して、市民として何をすればいいか、今の公共性の話ではないですが、新しい公共という言葉もあるように、そういうものを担っていく市民としての自分を作っていくことは大事です。当然その努力もするのですが、一方で、行政の側としても市民や事業者の力を発揮できる場づくりといいますか、そういうところに触手を伸ばしていただく必要があります。

行政は、どちらかというと市民を対象にした演出家というかプロデューサーといった協働の新しい時代の役割を意識してもらえればと思う。市民もこれまで企業で利益を追求して頑張ってきて定年退職し、今度は地域のため、公のため、みんなのために何かをしたいという本能的なものが皆あるのですが、実際の活動としてはなかなかそこまで行きつかない。行き着く過程の中で、会社流のやり方のためどこかで衝突して悩んでしまったりする、といろいろあるのですが、市民や事業者等が力を発揮できる社会を作っていくうえで、行政のがんばりといいますか、方向性というか、行政のプロデューサー的な役割というものに今後大いに期待したいと思います。

一方的ではなく、市民も努力するのですが、そういう意味では市民や事業者等が力を発揮できる活力ある社会を作っていくのだというところ、この区役所像を考えるうえで区役所の1つの機能として意識を持っていただきたいし、同時に協働を進めるうえでも協働を担っていく職員の意識を変えていく、高めていく、普段の蓄積も必要ではないかと思えます。

**行財政改革室担当課長** 実は私も市役所に入って最初の5年間は高津区役所で地域振興を担当させていただきました。ずいぶん前なので今とはだいぶ違いますが、やはりその中で地域の方々が地域を良くしていこうということがありました。当時はまだ活躍する場があまりなくて、町内会の役員が中心だったと思いますが、その方たちは自分の居場所、役割をしっかりと持っておりますので、皆さん元気で非常に生き生きとされていました。今後団塊の世代の方々がいよいよ地域に戻って

きたときに、せっかく力のある方々が働く場、これまで培ってきた能力を発揮する場がないとどうしても老け込んでしまって、それはご本人のためになりません。また、一方では、行財政改革のような話になりますが、たとえば生産年齢人口割合が落ちていきますので、税収も基本的には自然減になる流れでございます。その中で公共サービスを必要な人にしっかり届けていくためには、やはりいつまでも税収に頼った公共サービスの提供手法では無理がかかってまいりますので、そういうのを含めてぜひこういう取組、あと20年ほどは人口が増えてまいりますので、その期間のうちにしっかりと礎を築かなければいけないと考えております。

**名和田委員長** いろいろ議論ございましたが、市長はいかがですか。

**阿部市長** 最近の例では、先週末に高津区で行われた「円筒分水サミット」というのがあります。円筒分水というのは全国的にあるのではないかという話をしているうちに誰かがデータを集めてきて、こんなにたくさんあるのなら、円筒分水のある市で記念の事業をやるのではないかということから話が大きくなり、「円筒分水サミット」という形になって、用意した部屋があふれるぐらい大勢の人たちが全国から集まりました。委員長は市民の方で、円筒分水の周辺整備を一生懸命ボランティアでやってくさっている方です。市民の力だけでは広域的な連絡調整は難しいので役所が事務局的な役割を果たしながら、それぞれの足りないところを補い、素晴らしいサミットになりました。

市民の役割と行政の役割があって、一つの事業をやるにしても最初から決まっているというわけではなく、やっているうちに「これは役所にやってもらった方がいい」、「これは自分たちのグループでやって仲間を集めてくる」とか、さらには川崎の円筒分水を調べてくる人が参加して来て、その中には先生もいて、シンポジウムのコーディネーターなどを引き受けようとかそういう話になってくるわけです。

また、定年退職した高齢者の方で比較的自由な時間ができるようになってくると不思議にエゴイズムがなくなって、自分だけ得すればいいという話ではなく、「元気で健康であれば何らかの活動を通じて人の役に立ちたい」と考える方が今はものすごく多くなってきています。最近では、老人クラブの一番の活動目的が「社会貢献」になってきています。それといろいろな活動することによって、健康の維持につながります。健康を維持するというのは自分にとっても大事ですが、医療保険や介護保険のコストダウンにもつながってくるわけです。そういうことなども自覚しながら活動されています。

それから、区役所の職員も慣れてきています。円筒分水サミットを実現させるという共通の目的があり、どこの部分を市民の方に頼んで、どこの部分を自分たちでやればいいのかという役割分担をしています。そういう意味でどこの区役所でも、特に市民の方と一緒に活動する部門の人たちは非常に柔軟にやっていると思います。

それが先ほどおっしゃっていただいた「除籍申請におけるワンストップのご案内」というエピソードにつながり、対応の良さになって、いい方向に改善してきているのだろうとうれしく思います。市民の方が書類を要求する際に「目的」を書いていただくわけですが、どのような目的に使うかがわかれば、このようなワンストップのご案内もできるわけです。たとえば相続なら相続ということで、除籍の担当だったら相続のためにはここまで必要だというのがだいたいわかると思うのですが、除籍、相続と目的の欄に書いてあったら、それに見合った形で「次はこのような手続があります」と先回りしてお伝えする。久しぶりに感激しましたが、そのようなご案内が全区役所できちんと行われるようになると本当に良いことですね。

そういうことを繰り返しながら、区役所が窓口サービスだけでなく、地域の問題解決をするという考え方が総合的に実現できていくのだと思います。たとえば、「道路公園センター」を作って

“地面”に関することは一元的に管理するとか、子育て支援の「こども支援室」では子どもに関することはとにかくそこで受けて問題解決する。小学校の問題もそこで解決するという組織目的でやっています。非常に柔軟になって、目的に応じた対応が上手にできるようになってきている感じがします。担当の範囲だけをやるのではなくて、ある目的に向かって、その前段階を役割分担してやっていくというのが非常に大事なことです。そのように進みつつあるということを私も実感しています。

**名和田委員長** もう少し時間がありますので、このへんで谷本先生いかがですか。

**谷本副委員長** 質問が2点ほどあります。大きな枠であります、ひとつは資料2-1の4ページの(2)の「区における総合行政の推進に関する規則」の制定というのがあり、資料2-4に掲載されているいろいろな体制というのがその規則の中に盛り込まれているのだらうと思いますが、資料2-4にある、たとえば、局間の調整とか、あるいは区長連絡会議とか、区総務課長会議とかいろいろな会議が載っていますが、これが規則はできているが実際これまでの運用で、たとえばどういった課題でこういう会議が開催されたのか、運用状況を把握されていたらトピック的なところで構わないので教えていただきたいのが一点です。もう一点は今年度から区長への予算権限を地域課題対応事業ということで、振り分けられたようですがすでに予算は組まれ始めていると思いますので、これから案という形で出てくるとと思いますが各区で出てきている具体的な事例がありましたら、教えていただきたいと思います。

**自治政策部区行政改革推進担当課長** それではまず一点目の区の総合行政に関する規則についてですが、具体的には区政概要の98ページに条文を載せております。この中に目的がございまして、1番大きな目標は、区間の相互の調整の円滑化で、条文をたどっていくと個別の会議の名称が出てきます。それぞれの会議は、個別の要綱等もあり、それぞれ異なる役割を担っております。「区総合行政推進会議」というのがございまして、ここでは主に区行政の全体のものでしたとか、進捗状況を含めた協議をしております。また、「副区長会議」では局から区に業務を依頼するなど、具体的には、最近では子育て関連のルールを改良したいという場合にはそういう会議の場で連絡調整したりしているところです。

**谷本副委員長** 今の話に関連し、たとえば区民会議から出てきたテーマを局の方に調整してもらわないとできない事例というのは今までありましたか。局の方に区側からこれをクリアしてもらわないと提案事業ができないとか、あるいは区民会議から提案されている事業がうまくやれないということや、この調整会議みたいなところで話し合われて、「この地域では独自の取組をやりましょう」ということや、権限移譲のような形もあるでしょうし予算付けのようなこともあるでしょうけれども、そういったことはされていますか。

**自治政策部区行政改革推進担当係長** 自治政策部の成沢と申します。以前、宮前区役所にいた時に区民会議を担当していましたが、公園を使ってコミュニティづくりをしましょうということで、冒険遊び場いわゆるプレイパークをやろうとした時に、都市公園法という枠組みの中でやりますので公園関係の部署と調整をしなければいけません。そういったところについては、最終的にはそういう名称の会議の場ではありませんが、調整をしてそういうことであればきちんとやればいいですよということでやった事例はあります。

**名和田委員長** 今年度からは、道路公園センターが区の中に入るので、今のような事例は区の中の調整になるわけですね。

**自治政策部区行政改革推進担当係長** 今ご紹介した事例は平成21年度の取組でした。

**自治政策部長** お手元に区民会議のパンフレットがあると思いますが、そのパンフレットの真ん中のページの区の取組というところに第一期、第二期の各区の区民会議の取組がございまして。こちら

に区毎にそれぞれ課題がありますが、この課題についても単独では進められないものもありまして、そういったときに区が具体的に関係する道路や公園ですと、道路公園センターはもちろんありますが、そうではなくもっと大きな形で話をしなければいけないという時に、今でしたら建設緑政局というところに区が働きかけを行ってそれぞれの事業を進めていくという事例がございます。

**名和田委員長** そういう場合は、区の企画課でしたでしょうか。企画課の企画調整担当が動くということでしょうか。わりと先端的なこういうことをやれないかというような問い合わせなど区の中あるいは局に対して行う場合の担当部署ですが。

**自治政策部区行政改革推進担当係長** 自治政策部の山本と申します。まず局と区の間で事業の調整が必要になるような課題を地域で把握した場合に、やはり局側の事務事業に権限がございますので区の方で独自に進めるわけにはいきません。その部分につきましては区の企画課が中心的に事業局に働きかけを行いまして、事業局の事業としてできるかどうかということを調整いたします。さらにそこでできない場合につきましては、事業局と区が役割分担を決めて事業ができないかというような検討を行います。その際に川崎市の総合計画の位置づけと事業の性質を調整する機能としましては、企画調整課という総合企画局の部門がありますので、そちらが局と区のお話を聞きながらどの施策にフィットしているかということを検討しながら調整を行います。

さらに予算の関係となりますと財政局からの指導や助言などをいただくというようなことで、川崎市では例年予算は秋ごろに編成いたしますが、予算を編成する前の夏の場面でそういった課題に対する調整というのは、全庁を挙げて行っておりまして、場合によっては市長まで方向性を確認する場を設けながら、局と区がそれぞれの役割に応じた事務を展開していくような形で進めております。

制度には、先ほどの資料の中にも局間連携事業ということで「区課題調整会議」という会議も設けられており、具体的な開催回数のデータが手元にはございませんが、そういった会議を飛び越えて区の方ではどんどん調整をやっており、実質的に活動している状況でございます。

**谷本副委員長** ありがとうございます。

**名和田委員長** 私は横浜市民ですが、横浜市の経験では、区の企画調整が先端的にやったことで区民との間の協働関係もうまくできて、それが定着すると他の地域振興課や、地域福祉課に送られるわけですが、そこでスポイルされてしまったり、異動の中で担当や役割がはっきりしなくなったり、そういう苦い思い出が幾度かあります。先ほどの「やまゆり」の事例は、引き継ぎもうまくいって発展したという事例でうらやましいと思えました。

**高木委員** 「区民会議」と各区に「まちづくり協議会」というのがありますが、この辺のすり合わせはどのようにされているのでしょうか。

**名和田委員長** 区民会議を議論する第6回委員会の1つのテーマだろうと思いますが、一応、今回お答えできる形でお答えいただければと思います。

**自治政策部区行政改革推進担当課長** 区民会議につきましては、課題の調査審議というのが主な目的でございます。一方まちづくり協議会の方は、いわゆるまちづくりの実践的な役割を担っている部分で私どもとしましては車の両輪ではありませんが、相互の連携ということを進めていただければなという思いでございます。

**名和田委員長** そういう風に整理されるとわりときれいでわかりやすいのですが、実際にはまちづくり協議会の方が歴史は古くて固有の活動があるわけですね。そういうケースでは、先ほどの説明のようにすっきりいかないというのが、他の自治体でもままするよう思われます。区民会議の審議の際に、それぞれのご経験や各区の状況を踏まえてご議論いただければと思います。他にこ

の場で特に発言しておきたいということはございませんでしょうか。

**高木委員** あともう1つよろしいですか。平成23年度から区長から予算の提案ができますが、そこで提案し、協働で行った事業の結果というのは、どこかで評価するような場はあるのでしょうか。市民が特に参加して評価する、費用対効果とは言いませんが協働でやった事業に対して、どの程度市民側に広まったのか検証するような場が実際はないように思うのですが、そのへんはどのように考えますか。

**名和田委員長** この質問についてはいかがでしょうか。

**自治政策部区行政改革推進担当係長** 評価の対象となる協働推進事業は毎年要綱において市民に公表するというようになっておりまして、事業ひとつひとつ、各区では、内容を評価してホームページ上などで公表しております。また、高津区のように個別に外部評価を導入している区もございます。一般的に川崎再生アクションシステムという内部評価になりますがこちらをやっております。

**名和田委員長** たぶん、綿密に実施されていると思いますが、なかなか一般市民の目に触れにくいというところがあるのでしょうか。

**阿部市長** アクションシステムというのは非常に厚い冊子です。その中で関心のある部分はほんの数ページだと思いますので、これの公表についてどのように考えるかというのは難しいですね。関心がある人が関心のある部分にたどりつきやすいような冊子（システム）にしないと、一方的に広報しても無駄になってしまいます。

**名和田委員長** そろそろ時間になりました。議論は尽きないと思いますが、具体的な論点はまた第3回委員会以降に出てきますし、それに関連し今日不十分だったところなど様々な部分にも触れることができるかと思っておりますので本日の議論はこれくらいにさせていただければと思います。

委員長としての感想を申しますと、川崎市では区役所機能強化はすごく進んでいるのだなと思います。1980年代の末くらいに政令市が増えた時期がありました。また、今合併との関係で増えていますけれど、80年代の末にできた、新しい政令市はかなり区役所機能を強化していて、いわゆる大区役所主義と申しまして、土木事務所、川崎市で言う道路公園センター、福祉事務所、保健所を区の中に入れるというようなことをやっていて、昔からの老舗の政令市もそれにならって区役所機能強化をしてきたと思います。しかし、機能はかなり強化されてきたと思いますが、それを支える民主的正当性というか、区民への感度という点では課題を残してきたところもあるように思います。その点で川崎市はかなり先進的で「区民会議」という仕組みを導入されまして、さらなる区役所機能の強化に向かわれているなど思っています。

個人的に印象深いのは、区役所を子ども支援拠点として整備していただいている。子どものところに非常に重点を置かれているのを感じしております。昔から川崎市はいわゆるコミュニティセンターというのがあまりたくさんはありませんが、そのかわり児童館のようなものがかなりたくさんあって、子ども中心にコミュニティ形成を考えてこられたなと感じております。この資料でも子ども支援拠点としての区役所という考えを打ち出された部分に非常に注目しております。今後、学校との連携とか、あるいはここには出てこないですが、児童相談所とどう連携されるかという点についても注目したいと思っています。本日の説明や議論により、今後、調査審議していくための一般的基盤が私たちそれぞれの委員の中で形づくられたのではないかと思います。議論の締めくくりに市長からあらためてご発言がございましたらぜひお願いしたいと思います。

**阿部市長** 区役所分権について、川崎市が政令指定都市になったのは古いので、先生が今分類されたものでは古い方に入ります。最近、合併で政令市になったところは、もともと合併した時に吸収した市町村があって、そこに対して住民の意見を把握しながら行政をやっていかなければいけな

いということで、それがないと合併が進まないという事情があり、議会ではありませんが議会に似たような組織といえる地域協議会のようなものをつくりながら、合併を進めてきたという経緯があります。

一方において、先の説明でも十分にわかると思うのですが、これだけ規模が大きくなってくると、行政が全てをカバーするというのは不可能になってきて、市民の方が直接的に問題解決ということをしていかないと、きめ細かい問題解決ができないし、財政負担も大きくなり、財政そのものもパンクしていってしまいます。そのような状況の中で、市民を中心に地域づくりを行い、区役所が一つの市町村のような形になっていかないとこれからの行政はきめの細かい行政がやれない状態になってきています。そういう流れから区役所を総合行政の拠点にするということは、市民と行政のお互いがそれぞれよいところを出し合って、力を合わせて問題解決していきましょうという仕組みといえます。その中の一つとして、道路公園センターでは“地面関係”について一元的に処理します。今までは「道路」と「街路樹」は別の部署が扱っていました。それから、子ども関係では、幼保一元化もままならない状態で幼稚園と保育所は所管が違います。保育所は市の所管ですが、幼稚園はいまだに県の所管です。小学校、中学校の義務教育は教育委員会ですが、教職員の給料も県から出ているように、教育委員会ではいまだに県の教育委員会から縛られている部分も相当あります。そういうことで様々な分野で一元的になっていない部分があります。子どもの立場からすれば、このような状態は障害であって意味がないのです。子どもや家庭の立場から見て問題を総合的に解決できないとおかしいので、それを担うための「こども支援室」を子ども関係の総合窓口として区役所に持ってきています。学校での問題もあるため、教育委員会の職員もこども支援室に配属されており、学校で問題があったらそれを解決する、指導するというような役割を担ってもらっています。そういう具合にして、一元的に問題を解決していかないといけません。なお、児童相談所については、いろいろな事情のある子どもたちを保育所、幼稚園、小学校、中学校と特別な専門知識による支援が必要であるため、児童相談所で扱うということになっており、一般的なこども支援とは違う扱いをしています。

また、養護学校、養護施設については一般的な子ども支援と少し事情が違い、専門的な部門を総合的にまとめて担当し、学校との連携をよくするという仕組みになっています。それが今の区役所を中心とした「こども支援室」の考え方です。まだ完成形ではありませんが、担当がそういう意識でこれから対応してくれるといろいろないい形が出てくるのではないかと思います。

各区に学校支援センターを作って、スクールソーシャルワーカーやスクールガードリーダーといった防犯関係などの役割を担う方を学校に配置し、その調整を各区単位で行うなどのやり方もしています。それでも川崎市における「区」は、規模としては大きいくらいです。もう少しきめ細かくやらないとうまくいかないのかも知れません。

#### 4 その他

**名和田委員長** それではまだいろいろと議論が渦巻いているような気もいたしますけれども、そろそろ予定の時間ですので最後の「その他」に移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

**自治政策部担当課長** まず、参考資料の1というのがございます。内容は、川崎市の「成人の日を祝うつどい」における自治基本条例の周知についてです。これは、第1回委員会の際に谷本副委員長から自治基本条例の周知は若い人には紙ベースのパンフレットではなく、たとえば携帯電話のホームページを活用するなどの手法が有効であるというご発言をいただきました。早速、事務局で自治基本条例の携帯電話用のホームページを作りまして、1月10日の成人の日にPRをしてまいりました。お手元にポケットティッシュをお配りしてございますが、ティッシュに印刷したQR

コードから、この携帯電話用のホームページを閲覧することができます。今後もイベントやさまざまな機会を通じて条例を周知していきたいと思っております。資料の右下には、携帯電話用ホームページの画面イメージが掲載されておりますが、後ほど携帯電話でこのQRコードを取り込んで確認していただければと思います。

続きまして、参考資料の2をご覧くださいと思います。かわさき自治推進フォーラム2011の概要でございます。これにつきまして、開催の趣旨ですが、自治基本条例の理念の推進や地域課題を踏まえた全市的な課題の共有、多様な主体による市民自治の推進を図るためにこのフォーラムを開催しております。今年度につきましては、3月19日に高津市民館で開催いたします。主催はフォーラムの実行委員会と川崎市です。今年度は『活かせ！川崎の地域力』～深めよう、人と人とのつながりを～という全体のテーマで午前中に全体会があります。オープニングアトラクションでは、地元洗足学園のマーチングパーカッションの演奏があります。その後、実行委員長と市長の挨拶がございまして基調講演があります。基調講演は、中西哲生さんといましてスポーツジャーナリストで、元川崎フロンターレの選手です。基調講演のタイトルは「人と地域の結びつき～地域に根ざしたフロンターレでの経験から～」というテーマで講演いただきます。講演時間は10時半から12時を予定しております。午後は、分科会がいくつかございます。6つの分科会が用意されておまして、1つ目が「街道を活かしたまちづくり」、2つ目が「学び」から「活動」、そして「活躍」へ、3つ目が「子育て支援から考える新しい地域づくり」、4つ目が「区民会議交流会」、各区の区民会議のメンバーが集まりまして交流会を開催します。5つ目が「大学連携推進フォーラム」、6つ目の分科会は「かわさきコンパクトフォーラム」です。また、市内で活動している市民団体の発表と体験コーナーがございまして、これについては正式なチラシがもうすぐ完成しますので完成次第お配りしたいと思います。委員の方やご都合がつく方は3月19日にご参加いただければと思います。以上です。

**名和田委員長** ありがとうございます。今の自治基本条例の周知の一例に何か質問はございますか。

**谷本副委員長** 私は既に携帯電話でQRコードを読み込んで確認してみました。

**名和田委員長** では、最後に総括的に市長からコメントをお願いいたします。

**阿部市長** 今日は担当からの説明がわかりやすかったため、これまでの区行政改革の全体像と区役所の機能について皆さんに非常にコンパクトに説明できたと思っておりますし、私もそれを受けて皆さんにわかりやすくお話しできる材料になったと思っております。今日の議論もかなり具体的で突っ込んだよい議論になったと思っております。本当にありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

**名和田委員長** 私は非常に不思議だったことがありまして、この種のことでは職員の異動が困るといふ話が必ず出るものですが今日は出ませんでした。たぶん異動してもある程度の職員の水準が保たれるようになってきたのであまり異動で困るといふ話が出なくなったのかなという気もしております。最後に事務連絡がございましてよろしく願いいたします。

**自治政策部担当課長** 第3回の委員会の日程をご案内いたします。3月23日水曜日18時半から中原区役所503会議室で行います。当日は区における事例検討を行ってまいります。テーマとしては、市民提案型事業と、市民活動の拠点の2つを主なテーマといたします。当日は、幸区役所と麻生区役所の職員も出席いたします。また関係職員といたしまして、市民・こども局地域生活部市民協働推進課の職員も出席いたしますのでよろしく願いいたします。あと一点ですが、本日の議事録につきましては、第1回の委員会同様に改めてご確認をお願いさせていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。



## 5 閉会

**委員長** ありがとうございました。質問等はよろしいでしょうか。ご質問がなければこれで閉会いたします。今日、ご説明された職員の方々どうもありがとうございました。委員の皆さまどうもご苦労さまでした。これで閉会いたします。